

Japanese Practice News

Aug 2022. No. 13 | KPMG Global Japanese Practice (Taiwan firm)



COVID-19の影響による一定の条件を満たす営利事業者の2022年度中間納付の免除

財政部は2022年8月10日付で台財税字第11104615470号解釈通達を公告しました。COVID-19による影響を受けた営利事業者は、「厳重特殊伝染性肺炎予防及び救済振興特別条例」(以下、救済条例)の施行期間(2020年1月15日から2023年6月30日)において、一定の条件を満たす場合、2022年度営利事業所得税の中間納付は免除されます。免除の適用に関する規定は以下の通りです。

| | |
|---------------------------------------|--|
| 説明 | <p>営利事業者が2022年度中間納付申告期間の開始前において、以下の状況のいずれかを満たす場合、2022年度営利事業所得税中間納付の免除を直接適用することができ、申請手続は不要。</p> <p>例: 12月決算企業が2022年8月31日までに以下の状況のいずれかを満たす場合、2022年度営利事業所得税中間納付の免除を直接適用することができる。</p> |
| 中間納付免除の直接適用 根拠法令 | <ol style="list-style-type: none"> 財政部が2020年7月31日付で公布した台財税字第10904595840号通達又は2021年8月6日付で公布した台財税字第11004598580号通達の規定を満たし、2020年度又は2021年度営利事業所得税中間納付が免除された営利事業者。 即ち、前年に条件を満たし、2020年度又は2021年度営利事業所得税中間納付が免除された営利事業者は、本年度において免除の再申請は不要。 財政部の2020年3月19日付台財税字第10904533690号通達及び2021年6月3日付台財税字第11004575510号通達に基づき、営利事業所得税、営業税、貨物税、タバコ・酒税、特種貨物及び役務税の納税延期又は分割納税が許可された者。営利事業者が2022年度中間納付申告期間の開始前において、2020年度又は2021年度営利事業所得税申告について、納税の延期又は分割納税が許可された場合、2022年度営利事業所得税中間納付の免除を直接適用することができる。もしくは、規定により国税局から営業税、貨物税、たばこ・酒税、特種貨物及び役務税の延期又は分割納税が許可された場合、再度申請を提出する必要はなく、2022年度営利事業所得税中間納付の免除を直接適用することができる。 財政部の2020年5月13日付台財税字第10904556490号通達又は2021年6月25日付台財税字第11004573290号通達に基づき、営業税の過大納付税額の還付が承認された者。 営利事業者が2022年度中間納付申告期間の開始前において、国税局から営業税の過大納付税額の還付が承認された者。 |
| 中間納付の免除申請 説明 | <p>以下の状況のいずれかを満たす場合、申請書及び関連証明書類を添付し、所在地の国税局に2022年度営利事業所得税の中間納付の免除を申請することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 12月決算企業は2022年9月1日～2022年9月30日の中間納付申告期間において、2022年度営利事業所得税中間納付の免除を申請する。 特殊会計年度を採用する企業で3月決算の場合は、2022年12月1日～2022年12月31日の期間に申請する。 |
| 根拠法令 | <ol style="list-style-type: none"> 中央目的事業主務機関が救済条例第9条第3項に基づき定めた細則に基づき、救済関連措置を受けている。 その他COVID-19の影響により短期における売上高が急減した。(例えば、2020年1月から連続2か月の平均売上高又はいずれか1か月の売上高が2019年7月から12月の平均売上高或いは2018年以降の何れか一年間の同期の平均売上高より15%以上減少した、又はその他売上高が急減した状況があった場合。) |
| | 申請書類ダウンロード: 営利事業所得税中間納付申告免除申請書 |

12月決算企業の営利事業所得税（法人税）の中間納付について

12月決算企業の営利事業所得税の中間納付の時期（9/1～9/30）になりました。COVID-19の影響を受けている会社は前ページの規定に基づき、中間納付の免除を申請することができる、又は免除を直接適用することができます。

前ページの規定を満たさない企業は中間納付を行う必要があります。

営利事業者は上半期の実際の経営状況を考慮し、当期上半期の収益が減少した場合は一般的の申請を採用し、前年度の納税額の1/2を営利事業所得税として中間納付することができる会社にとって不利になる場合は、公認会計士の税務監査を受けた上半期（6か月間）の実際の所得額に基づいて中間納付税額を計算することができます。こちらについては、監査手続の準備のため、早めに担当会計士と検討するようお勧めします。また、当該中間納付税額の納税の延期又は分割納税について、[2022年10号 JP News](#) をご参考ください。

1. 納付期間

原則として9月1日から9月30日までとされています。これは12月決算企業を前提としており、その他の決算月の企業については、期首から9カ月目にあたる月に中間納付を行う必要があります。3月決算の場合は、12月1日から12月31日までになります。

2. 納付税額計算及び申告方法について

①一般申告

納付税額：

2021年度確定申告納付税額の2分の1

申告方法：

中間納付税額申告書を作成し、中間納付税額領収書及び税額控除証明書類を添付し、管轄税務機関に申告します。

投資税額控除、行政救済未控除税額及び源泉税額を中間納付税額から控除しない場合は、中間納付税額を納付することで、中間納付税額の申告が免除されます。以下の「電子申告納税サービス」ウェブサイトで納付書をプリントアウトできます。

<https://www.etax.nat.gov.tw/etwmain/front/ETW144W3>

- 営利事業者の各種控除前の中間納付税額が NT\$2,000以下の場合、中間納付が免除されます。

②実額申告

納付税額：

青色申告適用事業者又は会計士の税務監査を受け期限内に申告する会社は、2022年度上半期実績により所得税法に基づいて計算した上半期所得税額をもって中間納付税額とすることができます。2022年度の営利事業所得税の税率は20 %です。

徴収免除額を含めてまとめると下表の通りです。

| 年度 | 年間課税所得額 (P) | 営利事業所得税額 (T) |
|------|----------------------------|----------------------------|
| 2022 | $P \leq 120,000$ | 徴収免除 |
| | $120,000 < P \leq 200,000$ | $T = (P - 120,000) \div 2$ |
| | $200,000 < P$ | $T = P \times 20\%$ |

3. 中間納付税額からの外国税額控除

②実額申告の場合、上半期に外国で納めた税額については、控除限度額内において当該源泉地等にて発行された（台湾領事館等の認証済）証憑を税務機関に提出することにより控除することができます。

KPMG Taiwan Network

台北事務所

日本業務組連絡先 日本語対応可能

台北市11049信義区

信義路5段7号68F

T : +886 2 8101 6666 (代表)

F : +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市300091

科学園区展業一路11号

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

台中事務所

台中市40758西屯区

文心路二段201号7F

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

台南事務所

台南市700002中区

民生路2段279号16F

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

高雄事務所

高雄市801647前金区

中正四路211号12Fの6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

Contact us

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琦宣

パートナー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 06195

E kojитомоно@kpmg.com.tw

柯 有聰

パートナー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 16592

E jasonko1@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 00584

E etsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

坂本 幸寛

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 19065

E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

平野 健史

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 19794

E thirano1@kpmg.com.tw

home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2022 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

発行責任者 : 陳 彦富 統括 / KPMG台湾